

三年八月此の古墳群の發掘調査の際第十五號塚に同様の例ありし以外に學界の注意を惹かず。其の何故然るやは今俄に決し難きも、吾人更に調査を進むるに從ひて之を明になすを得んか。(梅原記)

元國書官印

文學士 石濱純太郎

羅叔言氏の近著「隋唐以來官印集存」の中に、元の國書バクバ文字の官印を著録するもの、凡て十三ある。其文を見るに、國書を用ゐてあるが、凡て漢字の音譯であつて、國語を用ゐて居無い。幸ひ背面に漢字文が刻してあるから、容易に對照する事が出来る。それに據つて私は茲に之を讀まうと思ふが、分らない所が多いから、大方の教を請ふ次第である。

元の國書を羅馬字で寫すに就ては、未だ一定の方法も無い様であるし、又聊か自分の考へもある

から、厚顔しいが自分勝手の方法を用ゐた。便宜の爲めに、印には官印集存の排列の順序に從つて一々番號を附して置く。行は原文の左方からの次第に從つてゐる。漢字對譯は羅氏の著録せられた背文に據つて、其闕動してゐる所は()を以て補ひ、背刻には無いが國書にある所の字は「」を以て増して置く。背刻の無いのは私の當てたものである。

一 二十六
葉表

一 gon da lei

二 in swa shi

三 之寶

ての奇體な三體字の印は既に羅氏の准陰金石僅存録の補遺に著録されてゐたが、今度説明してゐられる様に中央行は西藏の梵字であつて吉祥の語である。だから此の印の讀み方は中央は別であつた、左方第一行の國書に第三行の之寶の漢字を添

わて讀むのである。國書の第一綴は皇の字などに當る音である。其次は一綴と讀むべきか二綴にすべきか分らないが、Theの綴りもおかしいから二綴として置いた。全体で何の字を當てるべきか未だ定め得ない。

二 三十葉裏

一 sin fan

二 yi yin

背刻の文は無い。yinは印であるが他の三字の對音が分らない。

三 三十葉裏の一

一 gon gūn

二 cui ba yin

四 三十葉裏の二

一 co a su li

二 chin gūn du

三 ji gūi sui

四 shi bay qu yin 司百戸印

此の印の背刻文は羅氏が左阿速衛軍鎮使司二百戸印云々と録してあるが、恐らく誤があるであらうと思ふ。私見によつて漢字を當て、置いた。元史卷八十六百官志に本官は見れてゐる。

五 三十葉裏の三

一 qu yai dhin

二 chi vu

三 yin ni bin

四 bay qu yin

六 三十一葉表の一

一 son gūn

二 kya chen

三 qu su yin

背文では「所」の字が「之」の字となつてゐるが、國書では「所」である。

七 三十一葉表の二

湖楊等

處武

勇義兵

百戸印

管軍

下千

戸〔所〕印

一 go i giin

管軍

二 d in chi

等處

二 fan bay qu

正百戶

三 hi bin

義兵

三 ji yin

之印

四 bay qu yin

百戶印

八

三十一葉
裏の一

一 nam yan dhin

(南)陽等

得ない。

二 chi mav qu

處(毛)(胡)

十二 三十二葉
表の三

三 lu xi bin

(蘆)義兵

一 qo jiv

河州

四 bay qu yin

百戶印

二 chan yin

倉印

本官に就ては元史卷九百官志を見よ。

九

三十一葉
裏の二

一 son gun

管軍

二 hya bay qu

下百戶

三 ji yin

[之]印

十

三十二葉
表の一

八と同じものである。

十一

三十二葉
表の二

一 Ten (?) in

666

十三

附録五
葉裏

一 giti fan gav

奎章閣

二 hyav chi cham

學士參

三 si ji yin

書之印

背刻は無いが奎章閣參書之印と題してある。本官は元史(卷八)百官志にてある。

(大正六年二月二十八日寫)